

官報

号外

平成十三年十一月一日

○第百五十三回 衆議院會議録 第十一号

平成十三年十一月一日(木曜日)

議事日程 第七号

午後零時三十分開議

第一 地方公共団体の特定の事務の郵政官署に

おける取扱いに関する法律案(第百五十

一回国会、内閣提出)

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護

を行う労働者の福祉に関する法律の一部

を改正する法律案(第百五十一回国会、

内閣提出)

第三 児童福祉法の一部を改正する法律案(津

島雄二君外八名提出)

第四 銀行等の株式等の保有の制限等に関する

法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地方公共団体の特定の事務の郵政官

署における取扱いに関する法律案(第百五十

一回国会、内閣提出)

日程第二 育児休業、介護休業等育児又は家族

介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部

を改正する法律案(第百五十一回国会、内閣

提出)

日程第三 児童福祉法の一部を改正する法律案

(津島雄二君外八名提出)

日程第四 銀行等の株式等の保有の制限等に関

する法律案(内閣提出)

平成十三年十一月一日 衆議院會議録第十一号

午後零時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) この際、新たに議席に着か

れました議員を紹介いたします。

第四百三十七番、宮城県第四区選出議員、伊藤

信太郎君。

(伊藤信太郎君起立、拍手)

第四百三十八番、滋賀県第二区選出議員、小西

理君。

(小西理君起立、拍手)

日程第一 地方公共団体の特定の事務の郵政

官署における取扱いに関する法律案(第百

五十一回国会、内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、地方公共団体の

特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法

律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長御法川英

文君。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における

取扱いに関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(御法川英文君登壇)

○御法川英文君 ただいま議題となりました地方

新議員の紹介 地方公共団体の特定の事務の郵政官署に

介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案外一案

公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱い

に関する法律案につきまして、総務委員会におけ

る審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住民の利便の増進を図るとともに、地

方公共団体の組織及び運営の合理化に資するた

め、地方公共団体が処理する事務のうち特定のも

のを郵政官署において取り扱うための措置を講じ

ようとするものであります。

本案は、第百五十一回国会に内閣から提出さ

れ、五月三十一日本委員会に付託され、六月七日

片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、

同月十二日質疑を行い、質疑を終局いたしました

が、今国会まで継続審査となっていたものであり

ます。

今国会におきましては、去る十月三十日提案理

由の説明を省略し、採決いたしましたところ、本

案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決し

ました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 育児休業、介護休業等育児又は家

族介護を行う労働者の福祉に関する法律の

一部を改正する法律案(第百五十一回国

会、内閣提出)

日程第三 児童福祉法の一部を改正する法律

案(津島雄二君外八名提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、育児休業、介護

休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律の一部を改正する法律案、日程第三、児

童福祉法の一部を改正する法律案、右両案を一括

して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鈴木

俊一君。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う

労働者の福祉に関する法律の一部を改正する

法律案及び同報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案及び同報告

書

(本号末尾に掲載)

(鈴木俊一君登壇)

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました両法律

案について、厚生労働委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

まず、育児休業、介護休業等育児又は家族介護

を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案は、少子化が進行する中で、仕事と子育て

の両立の負担を軽減するために、働きながら子供

を産み育てやすい雇用環境の整備等を図る観点か

ら所要の措置を講じようとするもので、その主な

内容は、次のとおりであります。

第一に、事業主は、労働者が育児休業や介護休

業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律の一部を改正する法律案、日程第三、児

童福祉法の一部を改正する法律案、右両案を一括

して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鈴木

俊一君。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う

労働者の福祉に関する法律の一部を改正する

法律案及び同報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案及び同報告

書

(本号末尾に掲載)

(鈴木俊一君登壇)

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました両法律

案について、厚生労働委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

まず、育児休業、介護休業等育児又は家族介護

を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本案は、少子化が進行する中で、仕事と子育て

の両立の負担を軽減するために、働きながら子供

を産み育てやすい雇用環境の整備等を図る観点か

ら所要の措置を講じようとするもので、その主な

内容は、次のとおりであります。

第一に、事業主は、労働者が育児休業や介護休

業の申し出や取得をしたことを理由として不利益

な取り扱いをしてはならないこと、

第二に、育児や介護を行う一定範囲の労働者

が、一年につき百五十時間、一カ月につき二十四

時間を超える時間外労働を免除するよう請求する

ことができる制度を設けること、

第三に、育児を行う労働者に対して勤務時間の

短縮等の措置を講ずる事業主の義務に関し、対象

となる子の年齢を一歳未満から三歳未満に引き上

げること、

第四に、事業主は、労働者が子の病気等の際に

平成十三年十一月一日 衆議院會議録第十一号

新議員の紹介 地方公共団体の特定の事務の郵政官署に

介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案外一案

公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱い

に関する法律案につきまして、総務委員会におけ

る審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住民の利便の増進を図るとともに、地

方公共団体の組織及び運営の合理化に資するた

め、地方公共団体が処理する事務のうち特定のも

のを郵政官署において取り扱うための措置を講じ

ようとするものであります。

看護のための休暇措置を講ずるよう努めなければならぬこととするほか、労働者の転勤について育児や介護の状況に配慮しなければならぬこと等であります。

本案は、第五百五十一回国会に提出され、去る六月八日の本会議において趣旨説明が行われ、同日厚生労働委員会に付託されましたが、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、十月十九日坂口厚生労働大臣より提案理由の説明を聴取し、同月二十六日質疑に入り、昨日参考人の意見を聴取し、質疑を終了したところ、本案について、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守党の六会派より、政府は、主な改正規定の施行の三年後において、その施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子の看護のための休暇制度その他この法律に規定する諸制度について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずる等の修正案が提出されました。採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、都市化の進行及び家族形態の変容等、児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健全な成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、児童が安心して健やかに成長することができるよう環境を整備するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、認可外保育施設等に対する監督強化等を図るため、その設置者に対し届け出等を義務づけるとともに、都道府県知事は、児童の福祉に必要があるとき、設置者に対しその施設の設備や運営の改善等の勧告をすることができる

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案外一案 銀行等の株式等

ものとし、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表できるものとする。

第二に、保育士の資質向上を図るため、保育士の資格を法定化し、登録、名称独占、守秘義務等の規定を整備すること。

第三に、児童委員の活動を活性化するため、児童委員の職務を見直すとともに、主任児童委員を法定化すること等であります。

本案は、去る十月二十五日本委員会に付託され、同月二十六日提出者根本匠君から提案理由の説明を聴取し、昨日参考人の意見を聴取し、質疑を行い、討論の後、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、銀行等の株式等

の保有の制限等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長山口俊一君。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(山口俊一君登壇)

○山口俊一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国の銀行等は相当程度の株式を保有しているため、株価の変動が、銀行等の財務面の健全性、ひいては銀行等に対する信認及び金融システムの安定性に影響を与えかねない状態にあります。

本案は、このような状況にかんがみ、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による保有株式の処分円滑を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、銀行等及びその子会社等は、合算して、その自己資本に相当する額を超えて株式等を保有してはならないこととしております。なお、この措置は平成十六年九月三十日から適用することとしておりますが、一定以上の株式等を保有している銀行等及びその子会社等が主務大臣の承認を受けたときは、その適用を一定期間猶予することとしております。

第二に、銀行等の保有する株式の買い取り等の業務を行う銀行等保有株式取得機構を設立し、機構の会員の資格を有する者は銀行等に限ることとしております。また、機構に一般勘定及び特別勘定を設け、政府は特別勘定に係る借入れ等の保証をすることができるとしてあります。

債務を弁済してなお残余財産があるときは、一定の限度まで会員に残余財産の分配を行い、さらに残余があるときは、国庫に納付することとしております。

第四に、政府は、機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用を補助することができることとしてあります。

本案は、去る十月十九日当委員会に付託され、同月二十六日柳澤国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、二十九日には参考人の意見聴取を行う等慎重な審査を進め、昨三十一日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

出席国務大臣

総務大臣 片山虎之助君
厚生労働大臣 坂口 力君
国務大臣 柳澤 伯夫君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨十月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

予防接種法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十二年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況

一、去る十月三十日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。

内閣総第八号

平成十三年十月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院宮城県第四区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十三年十月二十八日執行の衆議院宮城県第四区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 平成十三年十月二十八日

当選 年 月 日 平成十三年十月三十日

当選 告 示 年 月 日 平成十三年十月三十日

当選 証 書 付 与 年 月 日 平成十三年十月三十日

全候補者の得票総数 一三三、五八〇票

法定 得 票 数 二二、二六三・三三三票

得 票 人 伊藤信太郎

得 票 数 六三、七四五票

住 所 宮城県加美郡中新田町字

西町一八番地一

職 業 大学教授

届出政党等の名称 自由民主党

生 年 月 日 昭和二十八年五月六日

平成十三年十一月一日 衆議院会議録第十一号

議長報告

一、昨十月三十一日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。

内閣総第八九号

平成十三年十月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院滋賀県第二区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十三年十月二十八日執行の衆議院滋賀県第二区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

平成十三年十月三十一日 平成十三年十月三十一日 平成十三年十月三十一日

全候補者の得票総数 一九一、四九一票

法定 得 票 数 三一、九一五・一六六票

得 票 人 小西 理

得 票 数 九九、五七二票

住 所 滋賀県近江八幡市武佐町

六九〇番地

職 業 自由民主党滋賀県第二選挙区支部長

届出政党等の名称 自由民主党

生 年 月 日 昭和三十三年八月二十二日

(要求書受領)

一、去る十月三十日、内閣から、電気通信事業紛争処理委員会委員に香城敏彦君、田中健二君、富沢木実君、森永規彦君及び吉岡睦子君を任命したので、電気通信事業法第八十八条の五第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月三十日、内閣から、労働保険審査会

委員に藤村誠君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月三十日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に星野進保君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月三十日、内閣から、運輸審議会委員に小野孝君、佐々木建次君、田島優子君及び三橋滋子君を任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十月三十日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

た議員伊藤信太郎君及び滋賀県第二区における補欠選挙の結果当選した議員小西理君に対し、昨十月三十一日当選証書の対照を終わった。

(応召議員)

一、昨十月三十一日、応召した議員は、次のとおりである。

小選挙区選出

宮城県第四区

滋賀県第二区

(議席変更)

一、昨十月三十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二〇七 中本 太衛君

二〇八 高木 毅君

二〇九 高木 毅君

二一〇 高木 毅君

二一一 高木 毅君

二一二 高木 毅君

二一三 高木 毅君

二一四 高木 毅君

二一五 高木 毅君

二一六 高木 毅君

二一七 高木 毅君

二一八 高木 毅君

二一九 高木 毅君

二二〇 高木 毅君

二二一 高木 毅君

二二二 高木 毅君

二二三 高木 毅君

二二四 高木 毅君

二二五 高木 毅君

二二六 高木 毅君

二二七 高木 毅君

二二八 高木 毅君

二二九 高木 毅君

二三〇 高木 毅君

二三一 高木 毅君

二三二 高木 毅君

二三三 高木 毅君

二三四 高木 毅君

二三五 高木 毅君

二三六 高木 毅君

二三七 高木 毅君

二三八 高木 毅君

二三九 高木 毅君

た議員伊藤信太郎君及び滋賀県第二区における補欠選挙の結果当選した議員小西理君に対し、昨十月三十一日当選証書の対照を終わった。

一、昨十月三十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二〇七 中本 太衛君

二〇八 高木 毅君

二〇九 高木 毅君

二一〇 高木 毅君

二一一 高木 毅君

二一二 高木 毅君

二一三 高木 毅君

二一四 高木 毅君

二一五 高木 毅君

二一六 高木 毅君

二一七 高木 毅君

二一八 高木 毅君

二一九 高木 毅君

二二〇 高木 毅君

二二一 高木 毅君

二二二 高木 毅君

二二三 高木 毅君

二二四 高木 毅君

二二五 高木 毅君

二二六 高木 毅君

二二七 高木 毅君

二二八 高木 毅君

二二九 高木 毅君

二三〇 高木 毅君

二三一 高木 毅君

二三二 高木 毅君

二三三 高木 毅君

二三四 高木 毅君

二三五 高木 毅君

二三六 高木 毅君

二三七 高木 毅君

二三八 高木 毅君

二三九 高木 毅君

三 岸本 光造君

二九二	田野瀬良太郎君	三六五	西川 京子君	四二四	龜井 静香君	総務委員	河野 太郎君	補欠	棚橋 泰文君
二九四	鴨下一郎君	三六六	山下 巨君	四二六	中山 太郎君	辞任	中沢 健次君	桑原 豊君	白保 台一君
二九五	塩崎 恭久君	三六七	山本 明彦君	四二七	加藤 紘一君	河野 太郎君	棚橋 泰文君	河野 太郎君	中沢 健次君
二九六	根本 匠君	三六八	吉野 正芳君	四二八	村岡 兼造君	中沢 健次君	山名 靖英君	白保 台一君	河野 太郎君
二九九	山本 有一君	三六九	岩倉 博文君	四二九	中山 利生君	保岡 興治君	棚橋 泰文君	桑原 豊君	白保 台一君
三〇〇	鈴木 俊一君	三七〇	下村 博文君	四三〇	保岡 興治君	平井 卓也君	桑原 豊君	白保 台一君	中沢 健次君
三〇一	渡海紀三朗君	三七一	吉田 幸弘君	四三三	谷本 龍哉君	宮澤 洋一君	白保 台一君	山名 靖英君	中沢 健次君
三〇二	谷畑 孝君	三七二	河野 太郎君	四三六	宮澤 洋一君	左藤 章君	吉野 正芳君	補欠	谷本 龍哉君
三〇八	石破 茂君	三七三	棚橋 泰文君	四三九	左藤 章君	三ッ林隆志君	不破 哲三君	補欠	谷本 龍哉君
三〇九	鈴木 恒夫君	三七四	田村 憲久君	四四〇	三ッ林隆志君	福井 照君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三一〇	中山 成彬君	三七五	小野 晋也君	四四一	福井 照君	梶山 弘志君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三一五	牧野 隆守君	三七六	茂木 敏充君	四四二	梶山 弘志君	木村 太郎君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三一六	龜井 久興君	三七七	荒井 広幸君	四四三	木村 太郎君	土屋 品子君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三一七	持永 和見君	三七八	野田 聖子君	四四四	土屋 品子君	岩屋 毅君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三二四	中馬 弘毅君	三七九	伊藤 達也君	四四五	岩屋 毅君	宮腰 光寛君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三二五	龜井 善之君	三八一	小林 興起君	四四六	宮腰 光寛君	奥谷 通君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三二六	谷垣 禎一君	三八二	原田 義昭君	四四七	奥谷 通君	山本 幸三君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三二九	鳩山 邦夫君	三八三	柳本 卓治君	四四八	山本 幸三君	森田 健作君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三三五	衛藤征士郎君	三八七	増田 敏男君	四五〇	森田 健作君	熊谷 市雄君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三四四	相沢 英之君	三八八	松岡 利勝君	四五一	熊谷 市雄君	砂田 圭佑君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三四五	原田昇左右君	三八九	御法川英文君	四五二	砂田 圭佑君	宮本 一三君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三四六	谷 洋一君	三九〇	宮路 和明君	四五三	宮本 一三君	佐藤 剛男君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三四七	津島 雄二君	三九六	古賀 正浩君	四五九	佐藤 剛男君	長勢 甚遠君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三四八	石川 要三君	三九七	二田 孝治君	四六〇	長勢 甚遠君	細田 博之君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三四九	武藤 嘉文君	三九八	齊藤斗志二君	四六五	細田 博之君	山口 俊一君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三五〇	葉梨 信行君	四〇四	伊吹 文明君	四六六	山口 俊一君	園田 博之君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三五二	林 義郎君	四〇五	額賀福志郎君	四六七	園田 博之君	逢沢 一郎君	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三五三	高島 修君	四〇六	自見庄三郎君	四七三	逢沢 一郎君	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三五四	中山 正暉君	四一二	大原 一三君	四七四	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三五五	瓦 力君	四一三	森田 一君	四一四	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三五六	三塚 博君	四一四	白井日出男君	四一五	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三五八	江藤 隆美君	四一五	久間 章生君	四一七	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三五九	谷川 和穂君	四一七	高村 正彦君	四一八	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三六〇	奥野 誠亮君	四一八	中川 秀直君	四二〇	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三六一	河野 洋平君	四二〇	池田 行彦君	四二一	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三六三	北村 誠吾君	四二二	宮下 創平君	四二三	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三六四	小泉 龍司君	四二三	小里 貞利君	四二四	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君
三六四	上川 陽子君	四二三	保利 耕輔君	四二五	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり 常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷本 龍哉君	補欠	谷本 龍哉君

一、昨十月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

以上四件 総務委員会 付託

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二九号)

以上二件 法務委員会 付託

(議案送付)
一、去る十月三十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

司法制度改革推進法案

一、昨十月三十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

聴覚障害者の利便の増進に資する字幕番組の提供の促進のための放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(大島章宏君外二名提出)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(相沢英之君外七名提出)

(議案通知書受領)
一、昨十月三十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

予防接種法の一部を改正する法律案(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

一、昨十月三十一日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出、第百五十一回国会衆法第四一七号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(金田誠一君外五名提出、第百五十一回国会衆法第四二二号)

(議案撤回通知)
一、昨十月三十一日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出、第百五十一回国会衆法第四一七号)

(議案撤回)

一、昨十月三十一日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出、第百五十一回国会衆法第四一七号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(金田誠一君外五名提出、第百五十一回国会衆法第四二二号)

(議案撤回通知)
一、昨十月三十一日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出、第百五十一回国会衆法第四一七号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(金田誠一君外五名提出、第百五十一回国会衆法第四二二号)

(答弁書受領)
一、去る十月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員川田悦子君提出国内初の狂牛病患者発生後の政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出牛由来原料を使用して製造又は加工された食品(いわゆる牛加工食品)の安全性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出英国からの輸入した、財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの(輸入統計品目表の番号050690090)に關する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出食用赤色二号と具素酸カリウムの安全性の検査実施に関する質問に対する答弁書

平成十三年十月九日提出
質問 第八号

国内初の狂牛病患者発生後の政府の対応に関する質問主意書

提出者 川田 悦子

国内初の狂牛病患者発生後の政府の対応に関する質問主意書

日本国内における初の牛海綿状脳症(狂牛病)に感染した乳用牛が発生したことが九月二二日、英国獣医研究所の診断によって確認された。狂牛病の感染源だといわれている異常プリオンを含む肉骨粉の危険性を承知しながら、流通を禁止するなどの十分な措置を講じてこなかった農水省の責任は重大である。肉骨粉の流通ルートなど事実を解明するため、以下質問する。

一、二〇〇二年の肉骨粉の年度別・国別輸入実績を明らかにされたい。またその肉骨粉を輸入した業者のすべて及び業者ごとの量を明らかにされたい。明らかにできない場合、それはなぜか、合わせて述べられたい。

二、一で輸入した肉骨粉は、どのような用途に、どの程度、消費されてきたか、明らかにされたい。

三、農水省は一〇月四日から狂牛病の主な感染源とされている肉骨粉等の輸入・製造・出荷について当分の間、一時停止の措置を講じて、その感染経路を遮断するとしている。すでに流通し使用されているもの、また流通過程にあるものについてはどう考えているか。

四、NHKが九月二六日、放送した「NHKスペシャル」では、英国農水省は三三三トンの肉骨粉を日本に輸出した記録が「英国狂牛病調査報告書」にあるが、日本はそうした記録はないとしている。その相違はなぜ生じたと考えているか。その事実関係とともに明らかにされたい。

五、わが国初の狂牛病であることが判明した千葉

県の酪農家が飼育していた当該患畜の、肉骨粉摂取状況を明らかにされたい。

六、農水省に一月一〇日、「牛海綿状脳症(BSE)に關する質問書」を提出、同月二二日に質問書に沿って回答および説明を受けた。その際、飼料としての肉骨粉をウシに提供していないと明言されたが、その後の調査では九月二六日現在、一一道県で引き続き提供していたことが明らかになった。こうした事実をどう考えているか。またその肉骨粉の入手および販売ルートを明らかにされたい。

七、農水省は九六年四月、肉骨粉をウシなどに与えないよう行政指導をしてきたが、それがどれほどの強制力があり、その効果はどうであったか。その後も肉骨粉が与えられる危険性があるとは考えなかったか。またその後も与えられていたのは、なぜか。その責任をどのように取るべきだと考えているか。

八、狂牛病に感染したウシは発病まで二・八年程度の潜伏期間があり、発症すると二週間から六か月で死亡に至るといふ。感染したウシの潜伏期間にそれを食すなどした場合に感染する危険性についてはどう考えているか。

九、武部勤農水大臣は九月二六日、参議院農林水産委員会にて「いろいろの不手際」があり「国民の間に一層の不安を助長した」という状況に「深く反省している」と述べた。どういった「不手際」があつて、どのような「不安」を来したとしたとして「反省」しているのか。具体的に述べられたい。また今後、こうした「不安」をどのように解消していくと考えているか。

右質問する。

内閣衆質一五三第八号
平成十三年十月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出国内初の狂牛病患者発生後の政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川田悦子君提出国内初の狂牛病患者発生後の政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

我が国の貿易統計によれば、骨付きの肉片や肉くず等を原料として製造されるいわゆる肉骨粉の年別・国別輸入実績は別表のとおりであり、過去二十一年間に毎年約二十万トンの輸入実績がある。

なお、お尋ねの肉骨粉を輸入した業者及び業者ごとの輸入量については、企業の内部情報であることから答弁は差し控えたい。

二について

直近の二千年度の肉骨粉の輸入量を貿易統計でみると、約十七万トンであるが、その用途については統計上不明である。このため、輸入された肉骨粉の用途について配合飼料の製造業者から聞き取り調査及びアンケート調査を実施したところ、約十二万トンが家畜用飼料として利用されていることが推計され、残りの約五万トンがその他の養魚用飼料、ペットフード用、肥料用等に利用されているものと推測される。

三について

飼料の安全性の確保等を図るため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。)では、飼料の製造等に関する規制措置を定めているが、飼料安全法第二条の二第一項に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号。以下「成分規格等省令」という。)を改正し、本年九月十八日以降、反すう動物及びミンクに由来するたん白質を牛用飼料として製造することや使用することを禁止したところである。

また、飼料の製造業者在庫として存在する肉骨粉、血粉その他の動物由来のたん白質を原料とするものについては、本年十月四日以降、これらの出荷の一時停止並びにこれらを含む飼料の製造及び出荷の一時停止を当該製造業者に要請したところである。

さらに、この一時停止の実効性をより確実にするため、成分規格等省令を再度改正し、同月十五日以降、動物由来のたん白質を飼料として製造し、出荷することを禁止したところである。

四について

欧州連合の統計では、千九百九十年から千九百九十六年までに英国から三百三十三トンの肉骨粉が我が国に輸出されたとの記録がある。しかしながら、我が国の貿易統計及び農林水産省動物検疫所の統計によれば、当該期間における英国からの肉骨粉の輸入実績はない。このような我が国の統計と欧州連合の統計との相違を説明するため、本年九月二十六日に英国に農林水産省の担当官を派遣し、英国政府(環境・食料・農村地域省)と協議を行ったところであるが、今般、英国政府から、

1 英国の統計の再精査の結果、日本に対して輸出が許可されたとされる量は、三百三十三トンではなく、合計百六十六トンであること

2 統計上の数量の違いについては、英国の担当当局による輸出国名や品目名の入力ミス等の原因によるものである可能性が高いこと

3 百六十六トンの輸出入内容は、フェザーミール(羽毛粉)等鳥由来の製品である可能性が高いこと

との正式な回答を得たところである。

五について

本年九月十日から千葉県及び北海道の家畜保健衛生所の家畜防疫員が、関連農場等に対して立入検査及び聞き取り調査を実施した結果、牛海綿状脳症の患者(乳用牛五頭)が確認された千

葉県、農林及び北海道の患者の生産農場において給与されていた配合飼料及びその他の飼料の銘柄が明らかになった。この結果を基に、同月十二日から独立行政法人肥後飼料検査所(以下「肥後飼料検査所」という。)の職員がこれらの飼料の製造工場に対する立入検査及び回収したサンプリングの顕微鏡検査を実施し、また、千葉県及び北海道の職員が聞き取り調査を実施した結果、患者に給与されていた飼料と同じ銘柄の飼料には、肉骨粉が使用されていなかったことが確認されている。

六及び七について

牛等の反すう動物由来の肉骨粉、血粉その他のたん白質を原料とするもの(以下「牛由来肉骨粉等」という。)の牛への給与については、「反すう動物の組織を用いた飼料原料の取扱いについて(平成八年四月十六日付け農林水産省畜産局流通飼料課長通達)を飼料の製造業者及び販売業者、農業者の団体、都道府県等に対して発出し、その適切な取扱いについて周知したところである。これと併せて、全国の牛用配合飼料の製造業者に対して肥後飼料検査所の職員が飼料安全法に基づく立入検査(工場当たり年二回程度)を実施し、牛用配合飼料に牛由来肉骨粉等が使用されていないことを飼料工場において確認してきたところであり、この指導通達は一定の効果を果たしてきたと考えている。

しかしながら、今般、牛由来肉骨粉等が補助飼料等として、極わずかではあるが農家において使用されていたことが確認されたことは残念なことである。これまでも国の補助事業により、農家段階で牛由来肉骨粉等を牛用飼料として使用しないよう、都道府県による畜産農家に対する地区講習会の開催を通じて啓発指導や巡回指導を実施してきたところであるが、今後は、動物由来のたん白質を飼料として使用禁止することを内容とする改正後の成分規格等省令の実効が確保されるよう万全を期してまいりたい。

なお、牛由来肉骨粉等を牛用補助飼料等として使用していた農家が、これらの補助飼料等を入手したルートについては、現在、農林水産省と都道府県とが協力して調査中である。

八について

牛海綿状脳症の人への感染機序については、いまだ十分に解明されておらず、人が牛海綿状脳症の潜伏期間中の牛の危険部位を食べることにより、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に感染することについての科学的知見は得られていない。

なお、本年十月十八日から都道府県等の食肉衛生検査所等において、食用に供するすべての牛について、異常プリオンに関する検査を実施するとともに、と畜場法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十四号)を改正して、異常プリオンが蓄積するとされる脳、眼、せき髄等を食肉処理時において除去し、焼却することを義務付け、食肉等の一層の安全確保を図ったところである。

九について

農林水産大臣が本年九月二十日の参議院農林水産委員会において「いろいろな不手際があり『国民の間に一層の不安を助長した』という状況に『深く反省している』と述べたのは、農林水産省と厚生労働省との連携が徹底しなかったこと、農林水産省内の連絡体制が十分に機能しなかったこと等から、対応に混乱を来し、食肉等の安全性に対して国民に不安を与えたことを述べたものである。

今後は、農林水産省において「報告、連絡、相談、点検、確認」を徹底し、同省内の連絡体制の強化を図るとともに、同省と関係省庁、都道府県との密接な連携をとりながら、食肉等の安全性に対する不安が解消されるよう、積極的な情報の提供に努めつつ、速やかに必要な措置を講じてまいる所存である。

(単位:トン)

輸入国・年	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
大連国産		40																				
生鮮肉類	252			101	388																	
中華人民共和国	2,148	2,841	4,016	6,371	6,788	4,581	6,378	6,885	4,480	1,887	1,828	3,614	2,848	2,201	2,884	3,041	6,232	11,028	10,618	13,231	15,127	8,647
台湾		18	211	1,456	1,878	2,743	2,373	1,886	1,748	1,804	1,780	1,781	1,710	1,801	1,422	1,206	1,097	432				184
モザンビーク	6,010	6,014	5,556	6,098	6,888	5,856	6,270	6,006	6,483	6,833	7,208	7,988	6,378	6,230	6,481	6,786	5,381	3,867	2,386	2,224	1,144	692
タイ	843	340	118	48		155			107		184	204		160	40	80	88		42		105	
フィリピン									18				117									
ミャンマー																						
インドネシア				488	20																	
バングラデシュ	102							81	85	482	114											
スリランカ																						
ネパール																						
ブータン																						
ミクロネシア																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						
スリランカ																						
マレーシア																						
シンガポール																						
インドネシア																						

注1：肉骨粉については、1987年までは「23. 01-290」、1988年からは「2301. 10-090」の関税番号の輸入実績を記載

3 : 2001年は、1月から8月までの実績である。

平成十三年十月九日提出
質問 第九号

牛由来原料を使用して製造又は加工された食品(いわゆる牛加工食品)の安全性に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

牛由来原料を使用して製造又は加工された食品(いわゆる牛加工食品)の安全性に関する質問主意書

一 この質問主意書回答時点での牛加工食品について、どのメーカーのどの製品(具体的名称)までは安全性が確認されているのか。お教え願いたい。仮に製品名が出せない場合、消費者はどの製品が安全が確認されたモノか、どの製品が安全が確認されていないモノか、どのように見分ければいいのか、お教え願いたい。

二 牛エキス、コラーゲン、牛脂をはじめとする牛加工食品の安全性の確認を調査票(平成十三年十月五日食発第二九四文書別添一)を配布して、実施をしていくと聞いているが、その調査票の回収期限はいつか。回収期限をつけていない場合、その理由は何ですか。おおむね、いつまでに保健所経由で厚生労働省へ回収できるのか。

日本に狂牛病が発生してから時間が経過しているが、なぜ、牛加工食品の安全性確認作業を平成十三年十月五日にやっと着手したのか。遅れた理由をお教え願いたい。

三 牛加工食品の調査票(食発第二九四文書別添一)が戻り次第、その時点で安全性が確認された製品を、随時、具体的にメーカー名、製品名を明示して、発表することが重要だと考えるが、このような方式で発表する予定はあるのか。この方法での発表する予定があるとすれば、第一回発表はいつか。

この方式での発表を考えていないのであれば、回収した調査票に関する発表をいかなる方法によって実施する予定なのか。また、その発表期限はいつまでか。

発表期限が明示できない場合、その理由はないか。右質問する。

内閣衆質一五三第九号
平成十三年十月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出牛由来原料を使用して製造又は加工された食品(いわゆる牛加工食品)の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出牛由来原料を使用して製造又は加工された食品(いわゆる牛加工食品)の安全性に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

平成十三年九月二十一日に我が国内で牛海綿状脳症の牛が発見されたことに伴い、と畜場等においてと畜し、解体するすべての牛について牛海綿状脳症の検査を行うこととする。また、生後十二か月以上の牛の脳、眼及びせき髄並びにすべての牛の回腸遠位部(以下「特定危険部位」という)の焼却を指導する等の安全確保対策を推進してきた。さらに、牛由来原料を使用し製造又は加工された食品(以下「牛加工食品」という)に対する国民の不安が高まったことにかんがみ、同年十月五日付け食発第二九四号厚生労働省医薬局食品保健部長通知(以下「本件通知」という)を發出し、食品の製造者及び加工者(以下「製造者等」という)に対して、牛加工食品について、特定危険部位の使用又は混入の有無を調査するとともに、特定危険部位の使用又は混入が認められた場合及び特定危険部位が含まれていないことが確認できない場合には、原材料の変更、販売の自粛等を行うよう指導したところである。

現在、各製造者等が本件通知に基づき調査を実施するとともに、厚生労働省において当該調査の結果を集計して公表することとしており、同月十八日には第一回目の集計を行い、厚生労働省のホームページに、同月二十二日までに各保健所に報告があった牛加工食品について、製品及び製造者等の名称、特定危険部位の使用又は混入の有無等を掲載したところである。

二 について
各製造者等による本件通知に基づく調査の結果については、本年十月十日付け食監発第二二九号厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課長通知を發出し、所轄の保健所に対して、同月十二日までに中間報告を、同月二十四日までに最終報告を行うよう求めたところである。

また、本件通知は同月五日に發出したものであるが、同年九月十九日に牛海綿状脳症に関する研究(平成十三年度厚生科学特別研究事業)の研究班会議及び牛海綿状脳症(BSE)に係る食肉安全対策本部会議(当時)を開催し、緊急対策として生後三十か月以上のすべての牛についての牛海綿状脳症の検査の実施を決定するとともに、同月二十七日に都道府県等の担当課長会議を開催し、と畜場等においてと畜し、解体した牛の特定危険部位は焼却処分するよう指導していったところである。一方、これらの措置を講じた後、さらに、牛加工食品に対する国民の不安が高まったことにかんがみ、本件通知を發出し、牛加工食品について特定危険部位の使用又は混入の有無を調査することとしたものである。

平成十三年十月九日提出
質問 第一〇号

英国からの輸入した、財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの(輸入統計品目表の番号050690090)に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

英国からの輸入した、財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの(輸入統計品目表の番号050690090)に関する質問主意書

質問主意書

財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの(輸入統計品目表の番号050690090)は、財務省関税局の説明によると、「骨そのものや、骨を切ったり、砕いたりしたもの」とのこと、具体的には、「コラーゲンやラーメンのスープなどに使われる」ということである。この骨に牛のものが含まれるかは不明であり、含まれる可能性もあることである。そして、この輸入統計品目表の番号050690090の品目は、農林水産省の検査を通過し、農林水産省が許可したものの輸入できないことである。

輸入統計品目表番号050690090の品目の英国からの輸入量を財務省の貿易統計でみると、一九九六年一七七トン(一〇〇キログラム以下四捨五入以下同様)、一九九七年二〇九三トン、一九九八年二二三〇トン、一九九九年二五三二トン、二〇〇〇年七三九トンとなっている。そして一九九〇年から一九九四年までの五年間は輸入量の年間平均は約八六トンである。

一 なぜ、一九九六年から英国からの輸入が急増しているのか。具体的な理由を明らかにされたか。理由が不明であれば、推定でもよいので、お教え願いたい。

二 一九九六年は英国でいわゆる狂牛病の人間への感染が認められた年であるが、なぜ、牛の骨が混入している可能性を排除できない、輸入統計品目表番号050690090の品目を二〇〇〇年まで輸入し続けていたのか。理由をお示し頂きたい。

三 二〇〇一年は輸入の事実があるかどうか、お教え願いたい。右質問する。

内閣衆質一五三第一〇号
平成十三年十月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年十一月一日 衆議院會議録第十一号

衆議院議員長妻昭君提出英國からの輸入した、財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの(輸入統計品目表の番号050690090)に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出英國からの輸入した、財務省の輸入統計品目表でいう、その他のもの(輸入統計品目表の番号050690090)に關する質問に對する答弁書

一について
御指摘の輸入統計品目表番号050690090の品目(以下本品目という)の英國からの輸入量は、千九百九十六年から千九百九十九年までの間増加しているが、同時期の農林水産省動物検査所の輸入検査実績を確認すると、同時期に御指摘の数量と同程度の豚の骨が英國から輸入されていることから、御指摘の数量のほとんどは、豚の骨であると考えられる。英國からの豚の骨の輸入が同時期に急増した理由は不明であるが、千九百九十七年三月に台灣で口蹄疫が発生したことに伴い、台灣から食用の豚等の骨の輸入が禁止されたため、同年以降はその代替として英國からの輸入が増加したのではないかと考えられる。

二について
本品目は、牛の骨のほか、豚、鶏及び魚の骨等が含まれるが、このうちお尋ねの牛の骨は、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十七条第一項の指定検疫物として輸入検疫の対象となっておりである。

本品目に含まれる英國からの牛の骨については、欧州連合において英國以外の他の同連合の加盟国及び同連合以外の第三国への英國産牛肉等の輸出の禁止を決定したことを踏まえ、千九百九十六年三月二十七日以降我が国においても指定検疫物に係る輸入検疫証明書の交付をしないこととする措置により輸入を停止したところであり、同日以降実際に輸入されておらず、英國からの本品目の輸入量のほとんどが、一につ

議長の報告 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱に關する法律案及び同報告書

いて述べたとおり豚の骨であると考えられる。

三について

我が国の貿易統計によると、二十一年一月から八月までの間に、英國からの本品目の輸入はない。

平成十三年十月九日提出
質問 第一一一号

食用赤色二号と臭素酸カリウムの安全性の検査実施に關する質問主意書

提出者 長妻 昭

食用赤色二号と臭素酸カリウムの安全性の検査実施に關する質問主意書

平成十三年九月二十五日開催の「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 毒性・添加物合同部会」にて、米英でガンの疑いで禁止された添加物、食用赤色二号に關しては、遺伝毒性検査をマウスとラットで実施することが決定し、臭素酸カリウムに關しては現在市販のパンにどれだけ残留しているかの検査実施が決定したと理解したが、これ

よろしいか。
それぞれの試験はいつ着手をして、いつ終了するのか、お教え願いたい。
そして検査の結果はいつまでに、どのような手順で、この二種類の食品添加物の安全性を確認するのか。さらに、検査の結果を踏まえて、この二種類の食品添加物を削除(使用禁止)にする可能性もあるのか。お教え願いたい。
右質問する。

内閣衆議一五三第一号
平成十三年十月三十日

衆議院議員 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出食用赤色二号と臭素酸カリウムの安全性の検査実施に關する質問に對

し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出食用赤色二号と臭素酸カリウムの安全性の検査実施に關する質問に對する答弁書

平成十三年九月二十五日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会(以下「合同部会」という)において、食用赤色二号及び臭素酸カリウムの今後の取扱に關する審議が行われ、食用赤色二号については、マウス及びラットを用いてコメット法(単細胞ゲル電気泳動法)による遺伝毒性試験を実施することとされ、臭素酸カリウムについては、的確な分析法の開発を検討するとともに、市販されているパンへの残留に關する調査を実施することとされたところである。

これらの試験及び調査(以下「試験等」という)については、可及的速やかに着手する方針であるが、試験等の実施期間等に關する計画については、現在遺伝毒性、分析法等に關する専門家と協議しながら詳細を詰めているところであり、現時点でその具体的な内容をお示しすることは困難である。

なお、試験等の結果が得られ次第、再度合同部会において御審議いただくこととしており、合同部会の審議結果によっては添加物としての指定の削除を行う可能性もあるものと考えている。

(答弁通知書受領)
一、去る十月三十日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出狂牛病全頭検査にあたり情報公開のあり方と今後の信頼回復のための措置等に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年十一月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱に關する法律案

右国会に提出する。

平成十三年三月九日

内閣総理大臣 森 喜朗

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱に關する法律

(目的)
第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。

(郵政官署における事務の取扱)
第二条 地方公共団体は、郵政事業厅长官との協議により規約を定め、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、郵政官署において取り扱わせることができる。

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に關する証明書若しくは同法第一百七十七条の四第一項の磁気ディスクをもつて調製された戸籍を記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「戸籍謄本等」という)の交付(当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)

又は同法第十二条の二第一項の規定に基づく同項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に關する証明書若しくは同法第一百七十七条の四第一項の磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「除籍謄本等」という)の交付(当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するもの)

に關する証明書若しくは同法第一百七十七条の四第一項の磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「除籍謄本等」という)の交付(当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するもの)

限る。の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の規定に基づく同条の証明書(以下この号において「納税証明書」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

三 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書(以下この号において「登録原票の写し等」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し

四 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下この号において「住民票の写し等」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し(以下この号において「戸籍の附票の写し」という。)の交付(当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し

六 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書(以下この号において「印鑑登録証明書」という。)の交付当該印鑑登録証明書の記載されている者に対するものに限る。の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

二 前項の協議については、地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

三 地方公共団体は、前二項の規定により地方公共団体の事務を郵政官署において取り扱わせることとしたときは、その旨及び第一項の規約

(以下「規約」という。)を告示しなければならない。

四 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により、規約を変更し、又は第一項の規定による郵政官署における事務の取扱いを廃止することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(規約)
第三条 規約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事務のうち郵政官署において取り扱う事務(以下「郵政官署取扱事務」という。)及び当該郵政官署取扱事務を取り扱う郵政官署の名称

二 郵政官署取扱事務の取扱いの方法に関する事項

三 郵政官署取扱事務に係る経費に関する事項

四 郵政官署取扱事務を郵政官署において取り扱う期間

五 前各号に掲げるもののほか、郵政官署取扱事務の取扱いに必要事項

(報告の請求及び指示)
第四条 地方公共団体の長は、郵政官署取扱事務の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、郵政事業庁長官(第六条の規定により第二項第一項の規定により規約を定める権限を委任した場合にあっては、当該権限を委任された者)に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(郵政事業庁長官の責務)
第五条 郵政事業庁長官は、郵政官署取扱事務に従事する郵政官署の職員が当該郵政官署取扱事務に関して知り得た情報を当該郵政官署取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(権限の委任)
第六条 この法律に規定する郵政事業庁長官の権限は、総務省令で定めるところにより、地方郵

政局、沖縄総合通信事務所又は郵便局の長に委任することができる。

(省令への委任)
第七条 この法律に規定するもののほか、郵政官署取扱事務の取扱いに必要事項は、総務省令(第二十一条第一号、第三号又は第五号に掲げる事務に係る事項については、総務省令・法務省令)で定める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の日から住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の施行の日までの間における第二十一条第一号及び第五号の規定の適用については、同項第四号中「同項」とあるのは、「自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る同項」と、同項第五号中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条において準用する同法第二十一条第一項」と、「同項」とあるのは「同法第二十条」とする。

(郵便法の一部改正)
第三条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「及び総務省令を」と、総務省令に改め、「電報の取扱いに関する業務」の下に「及び地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

第四条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正
第四十条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「これらの事業を行う官署

が行う」の下に、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

第五十条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「電報の取扱いに関する業務」の下に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

第六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第十九号中「附帯する業務」の下に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

理由
住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(内閣提出、第百五十一回国会開法第六十五号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体が処理する事務のうち特定

が行う」の下に、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)
第五十条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「電報の取扱いに関する業務」の下に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

(総務省設置法の一部改正)
第六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第十九号中「附帯する業務」の下に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

理由
住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(内閣提出、第百五十一回国会開法第六十五号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体が処理する事務のうち特定

が行う」の下に、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)
第五十条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「電報の取扱いに関する業務」の下に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

(総務省設置法の一部改正)
第六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第十九号中「附帯する業務」の下に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百五十一号)第二十一条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

のものを郵政官署において取り扱うための措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 郵政官署における事務の取扱ひ

(一) 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により規約を定め、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、郵政官署において取り扱わせることができるものとする。

- (1) 戸籍法第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に關する証明書若しくは同法第七十七條の四第一項の磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下「戸籍謄本等」という。)の交付(当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)(又は同法第十二條の二第一項の規定に基づく同項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に關する証明書若しくは同法第七十七條の四第一項の磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下「除籍謄本等」という。))の交付(当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)(の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し)
- (2) 地方税法第二十条の十の規定に基づく同条の証明書(以下「納税証明書」という。))の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し
- (3) 外国人登録法第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書(以下「登録原票の写し等」という。))の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し

(4) 住民基本台帳法第十二條第一項の規定

に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。))の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

(5) 住民基本台帳法第二十条第一項の規定

に基づく同項の戸籍の附票の写し(以下「戸籍の附票の写し」という。))の交付(当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。)(の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し)

(6) 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。))が作成する印鑑に關する証明書(以下「印鑑登録証明書」という。))の交付(当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。)(の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し)

(一)の協議については、地方公共団体の議会の議決を経なければならないものとする。

(二) 地方公共団体は、(一)及び(二)の規定により地方公共団体の事務を郵政官署において取り扱わせることとしたときは、その旨及び(一)の規約(以下「規約」という。))を告示しなければならないものとする。

(四) 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により、規約を変更し、又は(一)の規定による郵政官署における事務の取扱ひを廃止することができるものとする。この場合においては、(一)及び(二)の規定を準用するものとする。

2 規約

規約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(一) 1に掲げる事務のうち郵政官署において取り扱う事務(以下「郵政官署取扱事務」という。))及び当該郵政官署取扱事務を取り扱

う郵政官署の名称

(一) 郵政官署取扱事務の取扱ひの方法に關する事項

(二) 郵政官署取扱事務に係る経費に關する事項

(三) 郵政官署取扱事務に關する事項

(四) 郵政官署取扱事務を郵政官署において取り扱う期間

(五) その他、郵政官署取扱事務の取扱ひに關する必要な事項

報告の請求及び指示

3 地方公共団体の長は、郵政官署取扱事務の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、郵政事業庁長官(五)の規定により1の規定により規約を定める権限を委任した場合に於ては、当該権限を委任された者)に對し、報告を求め、又は必要な指示をすることができるとする。

4 郵政事業庁長官は、郵政官署取扱事務に従事する郵政官署の職員が当該郵政官署取扱事務に關して知り得た情報を当該郵政官署取扱事務の取扱ひ以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならないものとする。

5 権限の委任

この法律に規定する郵政事業庁長官の権限は、総務省令で定めるところにより、地方郵政局、沖縄総合通信事務所又は郵便局の長に委任することができるものとする。

6 省令への委任

この法律に規定するもののほか、郵政官署取扱事務の取扱ひに關する事項は、総務省令(一)の(一)、(三)又は(五)に掲げる事務に係る事項については、総務省令・法務省令で定めるものとする。

7 施行期日等

(一) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 所要の経過措置を設けるものとする。

(三) 関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

住民の利便の増進を図る等のため、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年十月三十日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

総務委員長 御法川 英文

(別紙)

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱ひに關する法律案に對する附帯決議

議

政府は、本法施行に当たり、左の事項について善処すべきである。

一 郵政官署において取り扱うこととなる地方公共団体の特定の事務には、戸籍に關する事務その他国民のプライバシーと密接な関連を持つものがあることに鑑み、プライバシーの保護に十分配慮し、人権侵害を引き起こすことがないよう特に留意すること。

二 住民の利便の更なる向上を図るため、本法における地方公共団体の特定の事務を郵政官署以外においても取り扱うことができるよう検討すること。

右

国会に提出する。

平成十三年二月二十日

内閣総理大臣 森 喜朗

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律の一部を改正する法律案

認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

11 前項の規定は、特定独立行政法人職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは、「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは、「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

12 地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会又は、地方公務員法第四條第一項に規定する職員について労働基準法第三十六條第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長する事ができる場合において、当該地方公務員法第四條第一項に規定する職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの）の第十七條第一項の規定を適用するもの（第十七條第一項の規定を適用するものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

13 前項の規定は、地方公務員法第四條第一項に規定する職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、前項中「第十七條第一項」とあるのは、「第十八條第一項において準用する第十七條第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八條第一項において準用する第十七條第一項」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

第五十二條を第六十一條とする。

第五十一條第一項中「第二十八條から第四十六條まで及び第五十三條から第五十八條まで」と「第四章、第三十六條から第五十四條まで及び第六十二條から第六十七條まで」に改め、同條第二項中「第十六條の二第二項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（第十六條の三において準用する場合を含む。）、第十七條第一項第三号及び第二項、第十九條、第四十九條の二を「第十九條第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十條第一項において準用する場合を含む。）並びに第十九條第五項、第二十條第二項、第二十一條第一項第三号及び第二項、第五十八條に改め、」第十五條第三項第二号の下に「及び第十九條第四項第三号」を加え、」第二十二條及び第四十七條から第四十九條の二までを「同條第一項中「養育する労働者」とあるのは「養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第二十三條から第二十六條まで、第二十八條及び第二十九條において同じ。）」と、第二十五條中「労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四條から第七十八條までの規定による有給休暇」と、第二十八條及び第五十五條から第五十八條まで、」第四十九條中「第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項の厚生労働省令」を「第五十七條中「第三項第一号、第十七條第一項第二号及び第二項に、」第十九條の国土交通省令」を「第二十三條に、」第四十九條の二中「第五十八條中」に改め、同條を第六十條とし、第五十條を第五十九條とし、第四十九條の二を第五十八條とする。

第四十九條中「第十六條の二第二項第二号及び第三号、第三項並びに第四項第一号、第十六條の三において準用する場合を含む。）、第十九條第一項第二号及び第二項、第十九條、第四十九條の二を「第十九條第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十條第一項において準用する場合を含む。）並びに第十九條第五項、第二十條第二項、第二十一條第一項第三号及び第二項、第五十八條に改め、」第十五條第三項第二号の下に「及び第十九條第四項第三号」を加え、」第二十二條及び第四十七條から第四十九條の二までを「同條第一項中「養育する労働者」とあるのは「養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第二十三條から第二十六條まで、第二十八條及び第二十九條において同じ。）」と、第二十五條中「労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四條から第七十八條までの規定による有給休暇」と、第二十八條及び第五十五條から第五十八條まで、」第四十九條中「第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項の厚生労働省令」を「第五十七條中「第三項第一号、第十七條第一項第二号及び第二項に、」第十九條の国土交通省令」を「第二十三條に、」第四十九條の二中「第五十八條中」に改め、同條を第六十條とし、第五十條を第五十九條とし、第四十九條の二を第五十八條とする。

第三号、第三項並びに第四項第一号、第十六條の三において準用する場合を含む。）、第十九條第一項第二号及び第二項、第十九條、第四十九條の二を「第十九條第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十條第一項において準用する場合を含む。）並びに第十九條第五項、第二十條第二項、第二十一條第一項第三号及び第二項、第五十八條に改め、」第十五條第三項第二号の下に「及び第十九條第四項第三号」を加え、」第二十二條及び第四十七條から第四十九條の二までを「同條第一項中「養育する労働者」とあるのは「養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第二十三條から第二十六條まで、第二十八條及び第二十九條において同じ。）」と、第二十五條中「労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四條から第七十八條までの規定による有給休暇」と、第二十八條及び第五十五條から第五十八條まで、」第四十九條中「第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項の厚生労働省令」を「第五十七條中「第三項第一号、第十七條第一項第二号及び第二項に、」第十九條の国土交通省令」を「第二十三條に、」第四十九條の二中「第五十八條中」に改め、同條を第六十條とし、第五十條を第五十九條とし、第四十九條の二を第五十八條とする。

第三号、第三項並びに第四項第一号、第十六條の三において準用する場合を含む。）、第十九條第一項第二号及び第二項、第十九條、第四十九條の二を「第十九條第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十條第一項において準用する場合を含む。）並びに第十九條第五項、第二十條第二項、第二十一條第一項第三号及び第二項、第五十八條に改め、」第十五條第三項第二号の下に「及び第十九條第四項第三号」を加え、」第二十二條及び第四十七條から第四十九條の二までを「同條第一項中「養育する労働者」とあるのは「養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第二十三條から第二十六條まで、第二十八條及び第二十九條において同じ。）」と、第二十五條中「労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四條から第七十八條までの規定による有給休暇」と、第二十八條及び第五十五條から第五十八條まで、」第四十九條中「第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項の厚生労働省令」を「第五十七條中「第三項第一号、第十七條第一項第二号及び第二項に、」第十九條の国土交通省令」を「第二十三條に、」第四十九條の二中「第五十八條中」に改め、同條を第六十條とし、第五十條を第五十九條とし、第四十九條の二を第五十八條とする。

十六條とし、第三十四條から第三十七條までを八条ずつ繰り下げる。

第三十三條中「第三十一條第一項第二号」を「第三十九條第一項第二号」に、「第四十條」を「第四十八條」に改め、同條を第四十一條とし、第三十二條を第四十條とする。

第三十一條第一項中「第二十三條から第二十六條まで」を「第三十條から第三十四條まで」に改め、「各号」を削り、同項第一号中「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を削り、同項第二号中「第二十三條」を「第三十條」に改め、同項第三号中「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を削り、「これらの者の」を「その」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 職業家庭両立推進者に対して、第二十九條に規定する業務を円滑に実施するために必要な知識を習得させるための研修を行うこと。

六 対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための広報活動その他の業務を行うこと。

第三十一條を第三十九條とする。

第三十條第一号及び第二号中「対象労働者及び育児等退職者」を「対象労働者等」に改め、同條を第三十八條とし、第二十九條を第三十七條とする。

第二十八條第一項中「第三十條」を「第三十八條」に改め、同條を第三十六條とする。

第五章第一節中第二十七條を第三十五條とし、第二十六條を第三十四條とし、第二十五條を第三十二條とし、同條の次に次の一条を加える。

（職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための措置）

第三十三條 国は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立を妨げている職場における慣行その他の諸要因の解消を図るため、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関し、事業主、労働者その他国民一般の理解を深めるため

に必要な広報活動その他の措置を講ずるものとする。

第二十四条第一項中「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者を削り、「これらの者の」を「その」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十三条中「対象労働者、子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者（以下「対象労働者」という。）に、「という」を「総称する」に改め、「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を削り、同条を第三十条とする。

第五章を第七章とする。

第二十二條中「第十七條」を「第二十一條」に改め、「措置」の下に「及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置を加え、第四章中同条を第二十八條とし、同条の次に次の一條を加える。

（職業家庭両立推進者）

第二十九條 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十一條から第二十七條までに定める措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者（第二十九條第一項第五号において「職業家庭両立推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

第二十一條中「育児」を「若しくは育児」に、「第二十三條及び第三十一條第一項第一号」を「第三十條及び第三十九條第一項第一号」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十條の見出し中「二歳」を「三歳」に改め、同条第一項中「一歳を「三歳」に、「前条第一項に定める措置」を「勤務時間の短縮等の措置」に改め、

同条を第二十四條とし、同条の次に次の二條を加える。

（子の看護のための休暇の措置）

第二十五條 事業主は、その雇用する労働者のうち、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づくその子の看護のための休暇（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行う労働者に対し与えられる休暇（労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）をいう。）を与えるための措置を講ずよう努めなければならない。

（労働者の配置に関する配慮）

第二十六條 事業主は、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。

第十九條の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものにあっては労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この項及び次条第一項において「勤務時間の短縮等の措置」という。）を、その雇用する労働者のうち、その一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者であつては育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない。

第十九條を第二十三條とし、第十八條を第二十二條とし、第十七條を第二十一條とする。

第十六條の三中「前条（第四項第二号）を「前条第

一項から第三項まで及び第四項（第二号）に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第三章の二中第十六條の三を第二十條とする。

第十六條の二第一項中「日々雇用される者を除く。以下この章、第十九條及び第二十條において同じ。」を削り、同条第二項中「（第四項）を（同項）に改め、同条を第十九條とする。

第三章の二を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 時間外労働の制限

第十七條 事業主は、労働基準法第三十六條第一項本文の規定により同項に規定する労働時間（以下この条において単に「労働時間」という。）を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、次章、第二十三條から第二十六條まで、第二十八條及び第二十九條において同じ。）であつて次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求したときは、制限時間（一月について二十四時間、一年について百五十時間）を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 労働者の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することとができるものとして厚生労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者

三 前二号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととするものについて合理的な理由があることと認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は制限時間を超えて労働時間を延長してはならないこととなる

一の期間（一年以上以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（同項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならない。

3 第一項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

三 制限終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

5 第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十八條 前条第一項（第二号を除く）、第二項、第三項及び第四項（第二号を除く。）の規定

は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは、当該対象家族を介護する」と、同条第三項及び第四項第一号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとす。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第五十二条第七項の次に六項を加える改正規定、第二十二條の改正規定（第十七條を「第二十一條」に改める部分を除く）、第二十条の見出し及び同条第一項の改正規定、第二十四条の次に二條を加える改正規定、第十九條の見出し及び同条第一項の改正規定並びに第三章の次に一章を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(指定法人に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「旧法」という。）第二十八條第一項の規定による指定を受けている者以下「旧指定法人」という。）は、この法律による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新法」という。）第三十六條第一項の規定による指定を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の日前に旧法第二十八條第二項若しくは第四項又は第三十一條第四項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第三十六條第二項若しくは第四項又は第三十九條第四項の規定によりされた公示とみなす。

3 この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく命令により旧指定法人に対して行い、又は旧指定法人が行った処分、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつて、新法第三十六條第二項に規定する指定法人（以下「新指定法人」という。）に対して行い、又は新指定法人が行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧指定法人の役員である者がこの法律の施行の日前にした旧法第三十九條第二項に該当する行為は、新法第四十七條第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(労働基準法の一部改正)

第三条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号中「第五十二條第三項」を「第六十一條第三項」に改める。

(船員法の一部改正)

第四条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七十四條第四項中「第五十二條第三項」を「第六十一條第三項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十條の三第一項及び第百四十二條第二項の表第七十條の三第一項の項中「第五十二條第六項」を「第六十一條第六項」に改める。

(育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「第二十六條」を「第三十四條」に改め、同条第三項を削る。

理由

少子化が急速に進展している最近の社会情勢の下で、労働者が就業しつつ子の養育等を行うことを容易にするための環境を整備し、その福祉の増進を図るため、時間外労働の制限の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第百五十一回国会閣法第三十六号）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、少子化が進行する中で、働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 事業主は、労働者が育児休業又は介護休業の申出をしたこと等を理由として、当該労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

2 子の養育又は家族の介護を行う労働者の時間外労働の制限

(一) 事業主は、小学校就学までの子の養育又は家族の介護を行う労働者が当該養育又は介護のために請求したときは、制限時間（一月について二十四時間、一年について百五十時間）を超えて当該労働時間を延長してはならないものとする。

(二) (一)の請求は、時間外労働が制限される期間（一月以上一年以内）について、制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにして制限開始予定日の一月前までにしなければならないものとする。

(三) (一)の請求がされた後制限開始予定日の前日までに、子の死亡等の事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなすものとする。

(四) (一)の請求に係る子の死亡等の事由が生じた場合においては、制限終了予定日前においても制限期間が終了するものとする。

3 事業主が講ずべき措置

(一) 事業主は、一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないものとする。

(二) 事業主は、小学校就学までの子を養育する労働者に対して、その子の看護のための休暇措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(三) 事業主は、労働者の就業の場所の変更を伴う配置の変更をしようとする場合には、養育又は介護の状況に配慮しなければならないものとする。

(四) 事業主は、職業家庭両立推進者を選任するように努めなければならないものとする。

4 国は、職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための広報活動等の措置を講じ、厚生労働大臣は、指定法人に職業家庭両立推進者に対する研修等を行わせるものとする。

5 この法律は、平成十三年十月一日から施行するものとする。ただし、2及び3の(一)から(三)までについては、平成十四年四月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

少子化が進行する中で、働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備しようとすることは時宜に適するものと認めるが、子の看護のための休暇制度の普及のための事業主、労働者その他の関係者の努力を促進するとともに、政府は、主な改正規定の施行後三年を経過した場合において、その施行状況を勘案し、必要がある

ると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点から子の看護のための休暇制度その他この法律に規定する諸制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を追加する等の修正を行うこととの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本案施行に要する経費は、平成十三年度労働保険特別会計雇用勘定に育児休業労働者等支援交付金一億六千二百万円が計上されている。右報告する。

平成十三年十月三十一日

厚生労働委員長 鈴木 俊一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

(小字及び――は修正)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律

育兒休業、介護休業等育兒又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二」深夜業の制限(第十六条)の
第四章 事業主が講ずべき措置(第十七
二・第十六条の三)を第五章 時間外労働の制
条第二十二條)」第六章 事業主が講ずべ

限(第十七条・第十八条)

き措置(第二十一条—第二十九条)に第五章を

「第七章」に、「第二十三条―第二十七条」を「第三

十條―第三十五條〕に、第二十八條―第四十四條を「第三十六條―第五十二條に、第六章

則(第四十五條—第五十八條)を「第八章 雜則

（第五十三條―第六十七條）に改める。

第二条第一号中「第十七条及び第十八条」を「第二十一条及び第二十二条」に改め、同条第四号中「第五十二条第三項」を「第六十一条第三項」に改める。

第四条中（第五章において「対象労働者」という。）を削る。

第九条第一項中「次項、第十五条第三項第二号及び第十六条の二第四項第三号において」を「以下」に改める。

第十条の見出しを「不利益取扱いの禁止」に改め、同条中「を解雇することができない」を「対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改める。

第十四条第一項中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第三項及び第十六条の二第二項第三号において」を、「以下」に改め、同項第二号中「第十九条第二項」を、「第二十三條第二項」に改める。

第十六条の見出しを「(準用)」に改める。

第五十八条中「第三十三条」を「第四十一条」に改め、同条を第六十七条とする。

第五十七条中「前四条」を「第六十二条から前条まで」に改め、同条を第六十八条とする。

第五十六条中「第四十五条第五項」を「第五十三条第五項」に改め、同条を第六十五条とする。

第五十五条第一号中「第三十四条」を「第四十二条」に改め、同条第二号中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十四条第一号中「第四十五条第四項」を「第五十三条第四項」に改め、同条第二号及び第三号中「第四十五条第五項」を「第五十三条第五項」に改め、同条を第六十三条とする。

第五十三条中「第四十五条第五項」を「第五十三
条第五項」に改め、同条を第六十二条とする。
第五十二条第一項中「第四章まで、第二十三

「第六十三條及び第六十五條」に改め、同條第二項、第六十五條、第四十六條、第四十八條を「第六十六條に」、「第五十四條及び第五十六條を」第六章まで、第三十條、第五十三條、第五十四條、第五十六條に、「第五十四條及び第五十六條を」

中「第二十五条」を「第三十二条」に、「第二十一条」を「第二十七条」に、「第二十六条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第二十三条」を「第三十条」に改め、同条第六項中「第十項」を「以下この条」に改め、同条第七項中「第十項」を「以下この条」に改め、

め、同条第十項及び第十一項を削り、同条第九項中「第十六条の二第二項各号」を「第十九条第一項」に、「第十六条の三において準用する第十六条の二第二項各号」を「第二十条第一項において準用する

する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第二

項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の四項を加える。

16 独立行政法人通則法第二条第二項に規定する
特定独立行政法人の長は、小学校就学の始期に

達するまでの子を養育する特定独立行政法人職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならぬ。

17 前項の規定は、要介護家族を介護する特定独立行政法人職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは、「第二十條第一項において準用する第十九条第

一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第二項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

18 地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規

定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしなければ同項各号のいづれにも該当しないものが当該子を養育するために請求したとき、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

19 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。この場合において、前項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

第五十二条第八項中「第十六条の二第二項各号」を「第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号」に、「同項に規定する深夜を」深夜（同項に規定する深夜をいう。以下この条において同じ。）に改め、同項を同条第十四項とする。第五十二条第七項の次に次の六項を加える。

8 主務大臣等は、給特法の適用を受ける国家公務員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該給特法の適用を受ける国家公務員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの(第十七条第一項の規定を適用するもの)とならば同項各号のいづれにも該当しないものに限る。)が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間(同項に規定する制限時間をいう。以下この条において同じ。)を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

平成十三年十一月一日 衆議院會議録第十一号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一八

9 前項の規定は、給付法の適用を受ける国家公務員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項第一号又は第三号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

10 独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長は、特定独立行政法人職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができ、当該特定独立行政法人職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

11 前項の規定は、特定独立行政法人職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項第一号又は第三号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

12 地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、地方公務員法第四條第一項に規定する職員について労働基準法第三十六條第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長すること

ことができ、当該地方公務員法第四條第一項に規定する職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

13 前項の規定は、地方公務員法第四條第一項に規定する職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、前項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項第一号又は第三号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

第五十二條を第六十一條とする。
第五十一條第一項中「第二十八條から第四十六條まで及び第五十三條から第五十八條まで」を「第二十八條から第五十四條まで及び第六十二條から第六十七條まで」に改め、同条第二項中「第十六條の二第二項第二号及び第三号、第二項第三項並びに第四項第一号（第十六條の二第三号及び第二項、第十九條、第四十九條の二）を「第十九條第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十九條第五項、第二十九條第二項、第二十九條第三号及び第二項、第二十三條、第二十九條、第五十七條、第五十八條に改め、」第十五條第三項第二号の下に、及び第十九條第四項第三号を加え、」第二十二條及び第四十七條から第四十九條の二まで」を「同条第一項中「養育する労働者」とあるのは「養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第二十三條から第二十六條まで、第二十八條及び第二十九條において同じ。）」と、第二十五條中「労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四條から第七十八條までの規定による有給休暇」と、第二十八條及び第五十五條から第五十八條まで、」第十九條中、第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項の厚生労働省令を「第五十七條中「第三項第一号、第十七條第一項第二号並びに同項第三号並びに同条第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八條第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「第三項第一号」と、」第二十三條並びに第三十九條第一項第二号及び第二項に、」第十九條の国土交通省令を「第二十三條に、」第四十九條の二を「第五十八條中」に改め、同条を第六十條とし、第五十條を第五十九條とし、第四十九條の二を第五十八條とする。

第四十九條中「第十六條の二第二項第二号及び第三号、第三項並びに第四項第一号（第十六條の二第三号及び第二項、第十九條、第四十九條の二）を「第十九條第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十九條第五項、第二十九條第二項、第二十九條第三号及び第二項、第二十三條、第二十九條、第五十七條、第五十八條に改め、」第十五條第三項第二号の下に、及び第十九條第四項第三号を加え、」第二十二條及び第四十七條から第四十九條の二まで」を「同条第一項中「養育する労働者」とあるのは「養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第二十三條から第二十六條まで、第二十八條及び第二十九條において同じ。）」と、第二十五條中「労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四條から第七十八條までの規定による有給休暇」と、第二十八條及び第五十五條から第五十八條まで、」第十九條中、第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項の厚生労働省令を「第五十七條中「第三項第一号、第十七條第一項第二号並びに同項第三号並びに同条第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八條第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「第三項第一号」と、」第二十三條並びに第三十九條第一項第二号及び第二項に、」第十九條の国土交通省令を「第二十三條に、」第四十九條の二を「第五十八條中」に改め、同条を第六十條とし、第五十條を第五十九條とし、第四十九條の二を第五十八條とする。

第六章を第八章とする。
第五章第二節中第四十四條を第五十二條とする。

第四十三條第一項各号列記以外の部分中「第二十八條第一項を「第三十六條第一項に、」第三十條を「第三十八條に改め、同項第一号中「第三十條を「第三十八條に改め、同項第四号中「第二十九條を「第三十七條第一項に改め、同項第五号中「第三十一條第一項を「第四十條第一項に改め、同条第二項中「第三十條を「第三十八條に改め、同条を第五十一條とする。」第四十二條中「第三十條を「第三十八條に改め、同条を第五十條とする。」

第四十一條第一項中「第三十條を「第三十八條に改め、同条を第四十九條とし、第四十條を第四十八條とする。」
第三十九條第二項中「第三十二條第一項を「第四十條第一項に、」第三十條を「第三十八條に改め、同条を第四十七條とし、第三十八條を第四十六條とし、第三十四條から第三十七條までを八条ずつ繰り下げる。」

第三十三條中「第三十一條第一項第二号を「第三十九條第一項第二号に、」第四十條を「第四十八條に改め、同条を第四十一條とし、第三十二條を第四十條とする。」

第三十一條第一項中「第二十三條から第二十六條まで」を「第三十條から第三十四條まで」に改め、」各号」を削り、同項第一号中「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を削り、同項第二号中「第二十三條を「第三十條に改め、同項第三号中「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を削り、」これらの者」をそのに改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 職業家庭両立推進者に対して、第二十九條に規定する業務を円滑に実施するために必要な知識を習得させるための研修を行うこと。
六 対象労働者等の職業生活と家庭生活との両

立に関する理解を深めるための広報活動その他の業務を行うこと。

第三十一条を第三十九条とする。

第三十条第一号及び第二号中「対象労働者及び育児等退職者」を「対象労働者等」に改め、同条を第三十八条とし、第二十九条を第三十七条とする。

第二十八条第一項中「第三十条」を「第三十八条」に改め、同条を第三十六条とする。

第五章第一節中第二十七条を第三十五条とし、第二十六条を第三十四条とし、第二十五条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための措置）

第三十三条 国は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立を妨げている職場における慣行その他の諸要因の解消を図るため、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関し、事業主、労働者その他国民一般の理解を深めるために必要な広報活動その他の措置を講ずるものとする。

第二十四条第一項中「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者を削り、これらの者の」を「その」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十三条中「対象労働者、子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者（以下「対象労働者」という。）に、というを」と総称するに改め、「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を削り、同条を第三十条とする。

第五章を第七章とする。

第二十二條中「第十七條を」第二十一條に改め、「措置」の下に「及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置」を加え、第四章中

同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（職業家庭両立推進者）

第二十九条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十一条から第二十七条までに定める措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者（第三十九条第一項第五号において「職業家庭両立推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

第二十一条中「育児」を「若しくは育児」に、第二十三條及び第三十一條第一項第一号を「第三十条及び第三十九條第一項第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条の見出し中「一歳を三歳」に改め、同条第一項中「一歳を三歳」に、前条第一項に定める措置を「勤務時間の短縮等の措置」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（子の看護のための休暇の措置）

第二十五条 事業主は、その雇用する労働者のうち、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関し、労働者の申出に基づくその子の看護のための休暇（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行う労働者に対し与えられる休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）をいう。）を与えるための措置を講ずよう努めなければならない。

（労働者の配置に関する配慮）

第二十六条 事業主は、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしよいうとする場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護

護の状況に配慮しなければならない。

第十九條の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものにあっては労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この項及び次条第一項において「勤務時間の短縮等の措置」という。）を、その雇用する労働者のうち、その一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者（以下「育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない。」

第十九條を第二十三條とし、第十八條を第二十二條とし、第十七條を第二十一條とする。

第十六條の三中「前条（第四項第二号）を、前条第一項から第三項まで及び第四項（第二号）に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第三章の二中第十六條の三を第二十條とする。

第十六條の二第一項中「日々雇用される者を除く。以下この章、第十九條及び第二十條において同じ。」を削り、同条第二項中「第四項」を「（同項）に改め、同条を第十九條とする。

第三章の二を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 時間外労働の制限

第十七條 事業主は、労働基準法第三十六條第一項本文の規定により同項に規定する労働時間（以下この条において単に「労働時間」という。）を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、次

章、第二十三條から第二十六條まで、第二十八條及び第二十九條において同じ。）であつて次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求したときは、制限時間（一月について二十四時間、一年について百五十時間をいう。次項において同じ。）を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 労働者の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるとして厚生労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者

三 前二号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととされることについて合理的な理由があることと認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は制限時間を超えて労働時間を延長してはならないこととなる一の期間（一年以上一年以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（同項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならない。

3 第一項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあつては、そ

平成十三年十一月一日 衆議院會議録第十一号

の前日に終了する。

一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

三 制限終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

5 第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十八条 前条第一項(第二号を除く)、第二項、第三項及び第四項(第二号を除く)の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは、「当該対象家族を介護する」と、同条第三項及び第四項第一号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日平成十三年十月一日から施行する。ただし、第五十二条第七項の次に六項を加える改正規定、第二十二條の改正規定(第十七條を「第二十一条」に改める部分を除く)、第二十條の見出し及び同条第一項の改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

規定、第二十四條の次に二條を加える改正規定、第十九條の見出し及び同条第一項の改正規定並びに第三章の次に一章を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(指定法人に關する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律(以下「旧法」という。第二十八條第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧指定法人」という。))は、この法律による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律(以下「新法」という。第三十六條第一項の規定による指定を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の日前に旧法第二十八條第二項若しくは第四項又は第三十一條第四項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第三十六條第二項若しくは第四項又は第三十九條第四項の規定によりされた公示とみなす。

3 この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく命令により旧指定法人に対して行い、又は旧指定法人が行った処分、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつて、新法第三十六條第二項に規定する指定法人(以下「新指定法人」という。))に対して行い、又は新指定法人が行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧指定法人の役員である者がこの法律の施行の日前にした旧法第三十九條第二項に該當する行為は、新法第四十七條第二項に該當する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(子の看護のための休暇制度の普及のための努力の促進)

第三条 国は、子の看護のための休暇制度の普及のための事業主、労働者その他の関係者の努力を促進するものとする。

(検討)

第四条 政府は、附則第一條ただし書に規定する改正規定の施行後三年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると思われるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点から子の看護のための休暇制度その他新法に規定する諸制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働基準法の一部改正)

第三条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号中「第五十二條第三項」を「第六十一條第三項」に改める。

(船員法の一部改正)

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第四項中「第五十二條第三項」を「第六十一條第三項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十條の三第一項及び第百四十二條第二項の表第七十條の三第一項の項中「第五十二條第六項」を「第六十一條第六項」に改める。

(育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「第二十六條」を「第三十四條」に改め、同条第三項を削る。

(別紙)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議
政府は、本法律の施行に当たり、次の事項につ

いて適切な措置を講ずるべきである。

一 法の实效性を確保するため、本法に基づく諸制度や指針の周知徹底を図るとともに、的確な助言・指導・勧告を実施すること。

二 男性の育児休業取得促進について調査研究を行い、有効な措置を講ずること。

三 各事業所における子の看護のための休暇制度の早期の導入を促進するため、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

四 男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、ILO第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を促すよう努めること。

五 仕事と子育ての両立のための雇用環境を整備するためにも、政府目標である年間総実労働時間千八百時間の実現へ向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。

六 子どもへのしあわせを第一に考えつつ、待機児童の解消を目指して保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。

児童福祉法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十三年十月二十二日

提出者

津島 雄二 根本 匠

田村 憲久 鴨下 一郎

塩崎 恭久 福島 豊

青山 二三 江田 康幸

井上 喜一

賛成者

奥山 茂彦外二十四名

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 児童福祉司及び児童委員(第十一條、第十四條、第十五條、第十八條の三)」を「第三節 児童福祉司(第十一條、第十四條) 児童相談所(第十二條、第十四條) 福祉事務所及び保健所(第十五條、第十八條の三)」に、第五節 児童委員(第十一條、第十四條)を「第二章 福祉の保障」の第六節 福祉司(第十一條、第十四條)に改める。

福祉司(第十一條、第十四條の三)

委員(第十二條、第十四條)を「第二章 福祉の保障」の第六節 福祉司(第十一條、第十四條)に改める。

保健士(第十八條の四、第十八條の二十四)に、「第五章 雑則(第五十六條の六、第六十二條の二)」に改める。

を「第五章 雑則(第五十六條の六、第五十九條の七)」に改める。

第一章第三節の節名を次のように改める。

第三節 児童福祉司

第十一條の次に次の二條を加える。

第十一條の二 市町村長は、前条第二項に規定する事項に關し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求め得ることとする。

児童福祉司は、その担当区域における児童に關し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

第十一條の三 この法律で定めるもののほか、児童福祉司の任用叙級その他児童福祉司に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節 児童委員

第十二條第三項中「民生委員法」の下に「昭和二十三年法律第九十八号」を加え、同条第二項及び第四項を削り、同条に次の二項を加える。

厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五條の規定による推薦によつて行う。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條の二 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に關し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健全な育成に關する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に關する事務所(以下「福祉事務所」という。)の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健全な育成に關する気運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に關する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

う。

児童委員は、その職務に關し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十三條第一項中「第十一條第二項又は前条第二項」を「前条第一項又は第二項」に改め、「児童福祉司又は」を削り、「求めることができる外、児童福祉司に必要な援助を求め、児童委員に」を「求め、並びに」に改め、同条第二項中「児童福祉司及び」を削り、同条の次に次の一條を加える。

第十三條の二 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、児童委員の研修に關して計画を作成し、これを実施しなければならない。

第十四條中「外、児童福祉司の任用叙級その他児童福祉司及び」を「ほか」に改める。

第一章第十八條の三の次に次の一節を加える。

第六節 保育士

第十八條の四 この法律で、保育士とは、第十八條の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に關する指導を行うことを業とする者をいう。

第十八條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他児童の福祉に關する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第十八條の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

第十八條の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

一 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「指定保育士養成施設」という。)を卒業した者

二 保育士試験に合格した者

第十八條の七 厚生労働大臣は、保育士の養成の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定保育士養成施設に對し、教育方法、設備その他の事項に關し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八條の八 保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について行う。

保育士試験は、毎年一回以上、都道府県知事が行う。

保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務を行わせるため、都道府県に保育士試験委員(次項において「試験委員」という。)を置く。ただし、次条第一項の規定により指定された者に当該事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

試験委員又は試験委員であつた者は、前項に規定する事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十八條の九 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であつて、保育士試験の実施に關する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験

機関」といふに、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百一十七条の規定に基づき保育士試験に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定試験機関が行う保育士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とするることができる。

第十八条の十 指定試験機関の役員及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十八条の十三第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

第十八条の十一 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務については、保育士試験委員(次項及び次条第一項において「試験委員」といふ。)に行わせなければならない。

前条第一項の規定は試験委員の選任及び解任について、同条第二項の規定は試験委員の解任について、それぞれ準用する。

第十八条の十二 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。)次項において同じ。又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

試験事務に従事する指定試験機関の役員又は

職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十八条の十三 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程(以下「試験事務規程」といふ。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

都道府県知事は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第十八条の十四 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第十八条の十五 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令を命ずることができる。

第十八条の十六 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は立ち入る検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者

は、都道府県知事に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

保育士登録簿は、都道府県に備える。

都道府県知事は、保育士の登録をしたときは、申請者に第一項に規定する事項を記載した保育士登録証を交付する。

第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第十八条の五各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

都道府県知事は、保育士が第十八条の二十一又は第十八条の二十二の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第十八条の二十 都道府県知事は、保育士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第十八条の二十一 保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第十八条の二十二 保育士は、正当な理由がなく、その業務に關して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする。

第十八条の二十三 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

な事項は、政令でこれを定める。

第二十一条の三五五項中(昭和三十七年法律第六十号)を削る。

第二十一条の五中(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第二十一条の十第二項第二号中(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)を削る。

第三十四条の四第二項を次のように改める。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の四第三項を削る。

第四十六条第二項中「第三十四条の四第二項及び第三項」を「第十八条の十六第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「第五十九条第三項」を「第五十九条第五項及び第六項」に改める。

第四十八条の二に次の一項を加える。

保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に關する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第五十六条の六の次に次の一項を加える。

第五十六条の七 保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産(地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。)の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

国及び都道府県は、前項の市町村の措置に關し、必要な支援を行うものとする。

第五十七条の二第三項中(昭和二十二年法律第六十七号)を削る。

第五十九条第一項中「施設」を「事務所若しくは施設」に改め、同条第二項中「第三十四条の四第三項」を「第十八条の十六第三項」に改め、同条第三項中「施設について」の下に「、児童の福祉の

ため必要があると認めるときは」を加え、同条第二項の次に次の二項を加える。

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることが出来る。

都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することが出来る。

第五十九条に次の二項を加える。

都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることが出来る。

都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十九条の二を第五十九条の二の七とし、第五十九条の次に次の六条を加える。

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く)であつて第三十五条第四項の認可を受けていないもの(第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者は、その事業の開始の日(同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日)から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
 - 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - 三 建物その他の設備の規模及び構造
 - 四 事業を開始した年月日
 - 五 施設の管理者の氏名及び住所
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定

により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。

都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名

二 建物その他の設備の規模及び構造

三 その他厚生労働省令で定める事項

第五十九条の二の三 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者からの申込みがあつた場合には、その者に對し、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するように努めなければならない。

第五十九条の二の四 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

二 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設

設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

第五十九条の二の六 都道府県知事は、第五十九条、第五十九条の二及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

第五十九条の五第二項中「第五十九条第三項に」を「第五十九条第五項及び第六項に」、第五十九条第三項中「を」第五十九条第五項中「に改め

る。

第五十九条の七の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第六十条の次に次の三条を加える。

第六十条の二 第十八条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十条の三 第十八条の八第四項又は第十八条の十二第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十条の四 第四十六条第四項又は第五十九条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、これを六月以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の次に次の二条を加える。

第六十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条の十九第二項の規定により保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、保育士の名称を使用したもの

条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十二条の二を次のように改める。

第六十二条の二 第五十九条の二第二項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に應じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の六の次に一条を加える改正規定及び次条の規定 公布の日

二 目次の改正規定中「第三節 児童福祉所及び児童委員(第十一條、第十四條)」を「第三節 児童福祉所及び児童委員(第十一條、第十四條)」とし、第五節 児童相談所、福祉事務所

及び保健所(第十五條―第十八條の三)に改める部分、第一章第三節の節名の改正規定、第十一章の次に二条を加える改正規定、第一章中第四節を第五節とし、第十二條の前に節名を付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十三條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第十四條の改正規定並びに附則第七條から第九條までの規定 平成十三年十二月一日

三 目次の改正規定中「第五章 雑則(第五十六條の六―第五十九條の七)」を「第五章 雑則(第五十六條の六―第五十九條の七)」に改め

(第六十條―第六十二條の二)に改め

平成十三年十一月一日 衆議院會議録第十一号

児童福祉法の一部を改正する法律案及び同報告書

る部分、第四十六條第四項の改正規定、第五十九條第一項及び第三項の改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同条に二項を加える改正規定、第五十九條の二を第五十九條の二の七とし、第五十九條の次に六條を加える改正規定、第五十九條の五第二項の改正規定、第五十九條の七の次に章名を付する改正規定、第六十條の次に三條を加える改正規定(第六十條の四に係る部分に限る。並びに第六十二條の二の改正規定並びに附則第六條及び第十條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日。

四 前三号に掲げる規定以外の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(実施のための準備)

第二条 この法律による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)の円滑な実施を確保するため、都道府県知事は、新法第十八條の九第一項に規定する指定試験機関及び新法第十八條の十八に規定する登録に関する事務に関し必要な準備を行うものとする。

(保育士に関する経過措置)

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に保育士を養成する学校その他の施設として必要な条件を満たすものとして政令で定める学校その他の施設は、当該施行の日新法第十八條の六第一号の規定により保育士を養成する学校その他の施設として指定されたものとみなす。

第四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に保育士として必要な知識及び技能を有する者として政令で定める者は、新法第十八條の六に規定する保育士となる資格を有する者とみなす。

第五条 前条に規定する者であつて、新法第十八條の十八第一項の規定による登録を受けていな

いもの(新法第十八條の五各号のいずれかに該当する者を除く。)については、新法第十八條の二十三の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後三年間は、適用しない。

(新法第五十九條の二第二項に規定する施設の届出に関する経過措置)

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十九條第一項に規定する業務を行っている新法第五十九條の二第一項に規定する施設設置者については、同項の規定を適用する場合においては、同項中「その事業の開始の日(同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日)から一月以内」とあるのは、「児童福祉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第...号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内」とする。

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条まで及び附則第九条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(民生委員法の一部改正)

第八条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

(民生委員法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の民生委員法第五条の規定により都道府県知事及び民生委員推薦会が行つた推薦において、新法第十二條の二第二項に規定する主任児童委員の職務に相当する職務を行うべき者が明示されている場合には、当該推薦は、前条の規定による改正後の民

生委員法第六條第二項の規定により児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者が明示された推薦とみなす。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第八号中「第五章」を「第六章」に改める。

理 由

都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健全な成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができるよう環境を整備するため、児童委員の職務の明確化及びその資質の向上等を図るとともに、保育士資格の法定化、認可保育所整備促進のための公設民営方式の推進、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、認可外保育施設が提供するサービスに関する情報の公開等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法の一部を改正する法律案(津島雄二君外八名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化している中で、近年、子育ての不安の増大や児童虐待に関する相談件数の急増、認可外保育施設における乳幼児の死亡事故の発生などが大きな社会問題になっていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができるよう環境を整備するため、認可外保育施設等に対する監督の強化、保育士の名称独占資格化、児童委員活動の活性化を図る等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 認可外保育施設について、都道府県知事への事業開始の届出制を創設するほか、事業者による契約時の書面交付、都道府県知事への運営状況の報告等を義務付けるとともに、報告等により都道府県知事が得た情報を公表することにより、利用者への情報提供を推進するものとする。また、認可外保育施設等について、都道府県知事による事業停止等の命令権限に加え、改善勧告及びこれに従わない場合の公表等を規定し、認可外保育施設等に対する監督を強化するものとする。

2 認可保育所について、保育需要が増大している市町村は、公有財産の貸付け等の措置を講ずることにより社会福祉法人その他の多様な事業者を活用した保育所の設置運営を促進し、保育サービスの供給を効率的かつ計画的に増加させるものとする。

3 保育士とは、都道府県知事の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいうものとし、保育士でないものが保育士を称することを禁止するとともに、守秘義務や信用失墜行為の禁止について規定を設け、保育士の資質の向上を図るものとする。

4 児童委員の職務を明確化し、また、主任児童委員を法定化して、厚生労働大臣が指名するとともに、児童委員の研修についての都道府県知事の責務を定め、児童委員の資質の向上を図ることにより、児童委員の活動を活性化することとする。

5 この法律は、認可保育所整備促進に関する規定は公布の日から、児童委員に関する規定については、平成十三年十二月一日から、認可外保育施設等に関する規定については、公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日から、保育士資格の法定化に関する規

定については、公布の日から二年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとする。

二 議案の可決理由

都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化している中で、近年、子育ての不安の増大や児童虐待に関する相談件数の急増、認可外保育施設における乳幼児の死亡事故の発生などが大きな社会問題になっていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができるよう環境を整備するため、認可外保育施設等に対する監督の強化、保育士の名称独占資格化、児童委員活動の活性化を図る等の措置を講じようとするのは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成十三年十月三十一日

厚生労働委員長 鈴木 俊一
衆議院議長 綿貫 民輔殿

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

案

右
国会に提出する。

平成十三年九月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 銀行等による株式等の保有の制限(第三條・第四條)
- 第三章 銀行等保有株式取得機構
- 第一節 総則(第五條・第十條)
- 第二節 会員(第十一條・第十二條)

平成十三年十一月一日 衆議院會議録第十一号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案及び同報告書

第三節 設立(第十三條・第十八條)
第四節 管理(第十九條・第二十八條)
第五節 総会(第二十九條・第三十三條)
第六節 業務(第三十四條・第四十條)
第七節 拠出金等(第四十一條・第四十三條)
第八節 財務及び会計(第四十四條・第五十三條)
第九節 監督(第五十四條・第五十六條)
第十節 解散(第五十七條)
第十一節 雑則(第五十八條・第六十條)
第五章 罰則(第六十三條・第六十八條)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による株式の処分円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「銀行等」とは、次に掲げる者をいう。
一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行
二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
三 農林中央金庫
四 全国を地区とする信用金庫連合会
第二章 銀行等による株式等の保有の制限
(銀行等による株式等の保有の制限)
第三条 銀行等及びその子会社等(子会社その他の当該銀行等と主務省令(前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣府令、同条第三号に掲げる者については内閣府令・農林水産省令。以下この項及び次条において同じ。))は、政令で定める。

で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この項及び次項において同じ。は、当分の間、株式(主務省令で定めるものを除く。その他これに準ずるものとして主務省令で定めるもの(以下この項及び次項において「株式等」という。))については、主務省令で定めるところにより合算して、当該銀行等及びその子会社等に係る自己資本に相当する額として主務省令で定めるところにより計算した額(次項において「株式等保有限度額」という。)を超える額の株式等を保有してはならない。
2 銀行等及びその子会社等は、合併その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ主務大臣(前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣総理大臣、同条第三号に掲げる者については農林水産大臣及び内閣総理大臣。第四項において同じ。)の承認を得て、株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することができる。
3 外国銀行支店(銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下この項において同じ。)に対し前二項の規定を適用する場合における技術的統替えその他外国銀行支店に対する前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
4 主務大臣は、第二項の承認に条件を付し、及びこれを變更することができる。
5 前項の条件は、承認の趣旨に照らして、又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。
6 第一項、第二項及び前二項の規定は、銀行持株会社(銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社をいう。及び長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。))について準用する。この場合において、必要な技術的統替えは、政令で定める。

(主務省令への委任)
第四条 前条第三項から第五項までに定めるもののほか、同条第一項に規定する株式等の評価の方法その他同項、同条第二項及び第六項の規定の適用に關し必要な事項は、主務省令で定める。
第三章 銀行等保有株式取得機構
第一節 総則
(目的)
第五条 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)は、銀行等による株式等の保有の制限の実施に伴い、銀行等の保有する株式の短期間かつ大量の処分により、株式の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、銀行等の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による株式の処分の円滑を図ることを目的とする。
(法人格)
第六条 機構は、法人とする。
(数)
第七条 機構は、一を限り、設立されるものとする。
(名称)
第八条 機構は、その名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いなければならない。
2 機構でない者は、その名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いてはならない。
(登記)
第九条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
(民法の準用)
第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、機構について準用する。

第二節 会員

(会員の資格)

第十一条 機構の会員の資格を有する者は、銀行等に限る。

(脱退)

第十二条 会員は、定款の定めるところにより、機構の承認を受けて脱退することができる。

2 前項の場合のほか、次の各号に掲げる会員は、当該各号に定める事由によって脱退する。

一 第二条第一号に掲げる者 銀行法第四条第一項の免許の取消し又は失効

二 第二条第二号に掲げる者 長期信用銀行法第四条第一項の免許の取消し又は失効

三 第二条第三号に掲げる者 解散

四 第二条第四号に掲げる者 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四条の免許の取消し又は失効

3 会員は、機構を脱退した場合においても、第四十一条第一項若しくは第三項に規定する拠出金又は第四十二条に規定する手数料で未納のものがあるときは、これを納付する義務を負う。

第三節 設立

(発起人)

第十三条 機構を設立するには、その会員になろうとする十以上の銀行等が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第十四条 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員になろうとする者を募り、これらを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び業務規程の承認その他機構の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。

4 第二項の創立総会の議事は、その開会までに

発起人に対して会員となる旨を申し出た銀行等及び発起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

5 機構の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算及び資金計画を含む。)の決定は、第三十一条の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。

6 第三十二条第二項本文の規定は、前項の創立総会の議事について準用する。

7 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の議決について準用する。

(設立の認可申請)

第十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣及び財務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員(の氏名及び会員の名称)

2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(設立の認可)

第十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び業務規程の内容が法令の規定に適合していること。

二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三 役員(のうちに第二十三条各号のいずれかに該当する者がいないこと)。

四 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

五 当該申請に係る機構の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定に

より審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十七条 前条第二項の設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の時期等)

第十八条 機構は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 機構は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

第四節 管理

(定款)

第十九条 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員に関する事項

五 役員に関する事項

六 運営委員会に関する事項

七 総会に関する事項

八 業務及びその執行に関する事項

九 拠出金に関する事項

十 財務及び会計に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

取った株式(これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。)をすべて処分したこと。

3 機構の定款の変更は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員及び業務の決定)

第二十条 機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 機構の業務は、定款に別段の定めがあるものを除き、理事長及び理事の過半数をもって決する。

(役員(の職務及び権限)

第二十一条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣及び財務大臣に意見を提出することができる。

(役員(の任免及び任期)

第二十二条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による役員(の選任及び解任は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 役員(の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員(の任期は、二年以内において創立総会で定める期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員)の欠格事由

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
一 機構が第五十六条の規定により設立の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者で、その取消しの日から起算して三年を経過していないもの

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
四 この法律、銀行法、長期信用銀行法、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十二号)、信用金庫法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(監事の兼職禁止)
第二十四条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)
第二十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が機構を代表する。

(運営委員会)
第二十六条 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この章の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 委員会は、機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 委員会は、委員五人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

5 委員会の委員は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(役員等の秘密保持義務等)
第二十七条 機構の役員若しくは職員、委員会の委員又はこれらの職にあった者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員等の公務員たる性質)
第二十八条 機構の役員及び職員並びに委員会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 総会
第二十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(指名職員の会議への出席)
第三十条 内閣総理大臣及び財務大臣は、当該職員をして総会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(総会の議決事項)
第三十一条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 予算及び資金計画の決定又は変更
三 業務規程の変更
四 決算
五 解散

六 その他定款で定める事項

(総会の議事)
第三十二条 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

3 議長は、定款で定めるところによる。

(総会に関する民法の準用)
第三十三条 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、機構の総会について準用する。

第六節 業務
第三十四条 機構は、第五条に規定する目的を達成するため、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行う。

一 会員の保有する株式の買取り並びに当該買取りした株式の管理及び処分
二 会員の保有する株式の売付けの媒介
三 第四十一条第一項及び第三項に規定する拠出金並びに第四十二条に規定する手数料の収納及び管理
四 前三号の業務に附帯する業務

2 前項第一号及び第二号に規定する会員の保有する株式には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として保有する株式を含まないものとする。

(業務の委託)
第三十五条 機構は、あらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。第三十九条において同じ。)その他内閣府令・財務省令で定める者に對し、その業務の一部を委託することができる。

(業務規程)
第三十六条 機構の業務規程には、株式の買取り、管理及び処分に関する事項その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 機構は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、業務規程が機構の業務の適正かつ確実な運営をする上で不適当なものとなったと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(資料の提出の請求等)
第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、機構から要請があった場合において、機構の業務の実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(株式の買取り等)
第三十八条 第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り及び同項第二号に規定する株式の売付けの媒介は、平成十八年九月三十日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り(機構が買取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「特別株式買取り」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申請

平成十三年十一月一日 衆議院会議録第十一号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案及び同報告書

込みに係る株式が証券取引法第二十条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式であることをその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

4 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。会員の保有する株式の売付けの媒介をしたときも、同様とする。

(株式の処分)

第三十九条 機構は、買い取った株式を処分したとき(第三十五条の規定により信託会社に買い取った株式の管理を委託した場合にあっては、当該信託会社が当該株式を処分したとき)は、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、当該処分に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(商法の特例)

第四十条 機構が買い取った市場価格のある株式を発行する会社が、当該株式を機構から買い受ける場合において、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條第一項の決議をするときは、同条第五項、第六項後段及び第七項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、同項の決議については、機構は、議決権を行使することができない。

3 第一項の場合においては、同項の決議については、機構が有する議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入しない。

第七節 抛出台金等

(抛出台金の納付)

第四十一条 機構の会員は、第四十八条第一項第一号に掲げる業務に要する費用(同条第二項の規定により同項に規定する一般勘定において経

理される経費を含む。)に充てるため、業務規程の定めるところにより、機構に対し、抛出台金(以下「当初抛出台金」という。)を納付しなければならない。

2 当初抛出台金の総額は、百億円を下回つてはならない。

3 特別株式買取りの申込みをした会員は、機構が当該申込みに応じて株式を買取った場合には、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、業務規程の定めるところにより、当該株式の買取価額に百分の八を乗じて得た金額を、機構に対し、抛出台金(以下「売却時抛出台金」という。)として納付しなければならない。

4 機構は、当初抛出台金及び売却時抛出台金を返還してはならない。

(手数料)

第四十二条 機構は、株式を買取った場合においては、当該株式の買取りの申込みをした会員から、業務規程の定めるところにより、手数料を徴収することができる。会員の保有する株式の売付けの媒介をした場合においても、同様とする。

(延滞金)

第四十三条 会員は、当初抛出台金若しくは売却時抛出台金又は手数料を業務規程の定める納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の当初抛出台金若しくは売却時抛出台金又は手数料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第八節 財務及び会計

(事業年度)

第四十四条 機構の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、機構の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

(予算等)

第四十五条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に(機構の成立の日を含む事業年度にあっては、成立後遅滞なく)、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等の承認等)

第四十六条 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従う決算報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、当該事業年度の終了後最初に招集する通常総会の開催日の四週間前までに、監事に提出しなければならない。

2 理事長は、監事の意見書を添えて前項の財務諸表等を同項の通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第四十七条 機構は、毎事業年度、前条第二項の通常総会の承認を受けた財務諸表等を、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣及び財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表等を内閣総理大臣及び財務大臣に提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表等、附属明細書及び前項の監事の意見書を、機構の事務所に備置し、内閣府令・財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(区分経理)

第四十八条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条第一項各号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)

二 次に掲げる業務

イ 特別株式買取り並びに当該買い取った株式の管理及び処分

ロ 売却時抛出台金及び第四十二条に規定する手数料(特別株式買取りに係るものに限る。)の収納及び管理

ハ イ及びロの業務に附帯する業務

2 機構は、その運営に必要な経費として内閣府令・財務省令で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる業務に係る勘定(次条第二項及び第五十七条において「一般勘定」という。)において経理するものとする。

(特別勘定の廃止)

第四十九条 機構は、平成十八年十月一日以後において、特別株式買取りとして買い取った株式をすべて処分したときは、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定(次項において「特別勘定」という。)を廃止するものとする。

2 機構は、前項の規定により特別勘定を廃止したときは、当該特別勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

(借入金及び銀行等保有株式取得機構債券)

第五十条 機構は、第三十四条第一項各号に掲げる業務を行うため必要があるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、内閣府令・財務省令で定める金融機関から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は銀行等保有株式取得機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。

2 前項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額のうち、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係る金額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

損金額については、同法第五十七条第一項中「五年以内に開始した」とあるのは「開始した」として、同項の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における特例欠損金額で当該事業年度において生じたものに係る更正(法人税法第二十三条第三号に規定する更正をいう。)については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十六条の十三第四項の規定を準用する。

3 第一項の規定は、機構の特例欠損金額が生じた事業年度について当該特例欠損金額の計算に関する明細書を添付した青色申告書である確定申告書(法人税法第二十三条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

4 機構の各事業年度において生じた特例欠損金額に係る租税特別措置法第六十六条の十四第一項の規定の適用については、同項中「及び第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額」とあるのは、「第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第 号)第五十八条第一項に規定する特例欠損金額」とする。

5 機構に対する地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十三条第三項及び第三百一十一条の八第三項の規定の適用については、これらの規定中「五年以内に開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度」と、「同法第五十七条又は」とあるのは「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第 号)第五十八条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条の規定又は同法」とする。

6 前各項に定めるもののほか、機構及び機構の会員に係る法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税に関する法令の規

定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(認可等の条件)

第五十九条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定による認可又は承認(次項及び次条において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

(内閣府令・財務省令への委任)

第六十条 この章に定めるもののほか、認可等に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第四章 雑則

(権限の委任)

第六十一条 内閣総理大臣は、この法律による権限政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

(経過措置)

第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第六十三条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

二 第五十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十五条 発起人又は機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 第十四条第一項又は第四十七条第三項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

二 創立総会又は総会に対し不実の申立てを行ない、又は事実を隠ぺいしたとき。

第六十六条 機構の役員が、第三十六条第三項又は第五十四条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第三十四条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第三十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

七 第四十七条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第六十八条 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は平成十六年九月三十日から、附則第六八条の規定は銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日から施行する。

(銀行等の株式等の保有の制限に関する経過措置)

第二条 第三条の規定は、平成十三年三月三十一日(次項において「基準日」という。)における株式等(同条第一項に規定する株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の保有額がその株式等保有限度額(同条第一項に規定する株式等保有限度額をいう。以下この項及び次項において同じ。)に政令で定める数を乗じた金額以上の額である銀行等(同条第六項に規定する銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社を含む。以下この項及び次項において同じ。)及びその子会社等(同条第一項に規定する子会社等を含む。以下この項及び次項において同じ。)の株式等の保有については、当該銀行等及びその子会社等が、その株式等の保有額を平成十六年九月三十日までの間にその株式等保有限度額を超えない額とすることとすれば当該銀行等及びその子会社等の業務の適正な運営を損なうおそれがある場合その他のやむを得ない理由があるものとして、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日(次項において「承認期限日」という。)までに主務大臣(同条第二項に規定する主務大臣をいう。次項において同じ。)の承認を受けたときは、平成十七年九月二十九日までの間は、適用しない。

2 前項の承認を受けた銀行等及びその子会社等のうち、基準日における株式等の保有額がその株式等保有限度額に政令で定める数を乗じた金額以上の額である銀行等及びその子会社等

あつて、その株式等の保有額を平成十七年九月三十日までの間にその株式等保有限額を超えないこととする。その場合は当該銀行等及びその子会社等の業務の適正な運営を損なうおそれがある場合その他のやむを得ない理由があるものとして承認期限日までに主務大臣の承認を受けた者に係る平成十七年九月三十日から平成十八年九月二十九日までの間における第三條の規定の適用については、同條第一項中「計算した額」とあるのは、「計算した額に政令で定める数を乗じた金額」とする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令(第三條第一項に規定する主務省令をいう。)で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(金融庁設置法の一部改正)

第四條 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八條に次の一項を加える。

2 金融庁は、第三條の任務を達成するため、第四條各号に掲げる事務及び前項各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

(財務省設置法の一部改正)

第五條 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 財務省は、第三條の任務を達成するため、第四條各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

(銀行法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 銀行法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の次に次の一條を加える。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第二十二條の二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三條第六項中「第二條第十一項を」第二條第十三項に改める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第三條に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による株式の処分円滑を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の銀行等が相当程度の株式を保有しているため、株価の変動が銀行等の財務面の健全性ひいては銀行等に対する信認及び金融システムの安定性に影響を与えかねない状況にあることにかんがみ、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴

う銀行等による保有株式の処分の円滑を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行等及びその子会社等は、合算して、その自己資本に相当する額を超えて株式等を保有してはならないこととする。

2 1は平成十六年九月三十日から適用することとする。ただし、一定以上の株式等を保有している銀行等及びその子会社等が、主務大臣の承認を受けたときは、その適用を一定期間猶予することとする。

3 銀行等の保有する株式の買取り及び買い取った株式の管理・処分等の業務を行う銀行等保有株式取得機構(以下、「機構」という。)を設立し、機構の会員の資格を有する者は、銀行等に限り、機構の会員の資格を有する者は、株式の買取りは、平成十八年九月三十日までに行うことができることとする。

4 機構の会員は、機構に対し、当初拠出金を納付しなければならないこととし、当初拠出金の総額は、百億円を下回ってはならないこととする。

5 機構に一般勘定及び特別勘定を設け、政府は特別勘定に係る借入等の保証をすることができるとする。

6 特別勘定に係る株式の買取りについては、一定の要件を満たす株式に限ることとし、株式を売却した会員は、売却時拠出金として、売却額の百分の八を機構に納付しなければならないこととする。

7 機構は、設立の日後十年を経過するまでの日をもって解散することとする。なお、株式の買取期間経過後、買い取った株式をすべて処分した場合においても解散することとする。

8 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、一定の限度まで会員に残余財産を分配することとする。

する。この場合、当該残余財産を分配してなお残余があるときは、国庫に納付することとする。

9 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用を補助することができることとする。

10 その他所要の措置を講ずることとする。

11 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による株式の処分の円滑を図るようとするもので、時宜に適合するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案の施行に要する経費

本案施行に伴い、政府が保証することができ金額の限度は、当面、二兆円となる見込みである。

右報告する。

平成十三年十月三十一日

財務金融委員長 山口 俊一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五
東京都港区虎ノ門二丁目
四番地
省印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
送料
本号一部
〇〇五
別四